

泉佐野市教育委員会 様

泉佐野市情報公開審査会

会長 松田 聡子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月20日付け泉佐学学第1698号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉佐野市教育委員会が平成23年9月15日付け泉佐学学第1136-2号により行った情報不存在の決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年9月1日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「泉佐野市教育委員会指導主事■■■■■に係わる平成23年3月4日、13時出発17時帰庁の■■■■■弁護士事務所における要務「相談」の相談メモ、要務完了報告書及び成果まとめ等記した文書」について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、本件請求のうち「成果まとめ等記した文書」（以下「本件請求文書」という。）については、「作成していないため」との理由により、平成23年9月15日付け泉佐学学第1136-2号により情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件請求のうち「相談メモ及び要務完了報告書」については、「弁護士相談依頼票」及び「弁護士相談結果票」を請求対象文書として特定し、同日付け泉佐学学第1136-1号により部分公開決定処分を行っている。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成23年10月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申

立てを行い、実施機関は、平成23年12月12日これを受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 公務により出張しているのであるならば、成果まとめ等記した文書を作成するのは当然であり、当該文書を作成していないということは、職務専念義務、職員服務規程に違反している。

イ 情報不存決定は条例上規定がなく、そのような決定はあり得ない。

以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 指導主事の出張手続については、泉佐野市職員服務規程（昭和34年泉佐野市規程第36号。以下「服務規程」という。）第13条第2項が「出張した者は、上司に随行した場合のほか、帰庁後7日以内に文書により復命しなければならない」と規定しているが、同項ただし書では「特別の場合又は大阪府内の出張及び軽易な事項は、口頭によってすることができる」と規定している。

(2) 本件請求文書は、復命書であると考えられるが、本件請求に係る出張は、大阪府内への出張であることから、口頭により復命したものである。

(3) 公開可否決定の通知方法については、泉佐野市情報公開条例施行規則（平成12年泉佐野市規則第1号）第4条に規定しており、情報不存決定は、同条第4号の規定により行ったものである。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、教育委員会指導主事が平成23年3月4日に顧問弁護士に相談を行うため出張した際の「成果まとめ等記した文書」である。異議申立人は本件請求の対象となる文書の存在を主張しているが、実施機関は、情報不存決定処分を行って

いることから、本件請求文書の保有の有無について検討する。

(2) 出張に関する復命について

教育委員会に勤務する指導主事等の職員については、服務規程第13条第2項で「出張した者は、上司に随行した場合のほか、帰庁後7日以内に文書により復命しなければならない。ただし、特別の場合又は大阪府内の出張及び軽易な事項は、口頭によってすることができる」と規定されている。

(3) 異議申立人及び実施機関の主張について

ア 異議申立人は、公務により出張しているのであるならば、成果まとめ等を記した文書を作成するのは当然であり、当該文書を作成していないということは職務専念義務、職員服務規程に違反していると主張している。しかし、大阪府内の出張については、口頭によって復命することが認められているのは、服務規程第13条第2項ただし書の規定からも明らかである。したがって、復命書が作成されていないことをもって、異議申立人が主張するように不合理であるとはいえない。

イ また、当審査会が、本件請求文書である「成果まとめ等を記した文書」の有無を検分したところ、条例第2条第2号に定める「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有している」文書の存在を認めることはできず、本件請求文書について、泉佐野市情報公開条例施行規則第4条第4号に基づいて実施機関が行った不存決定は妥当である。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年12月20日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 2月 7日	異議申立人から意見書（反論書）を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 （第4回情報公開審査会）
平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 （第5回情報公開審査会）